

社会法の構造と理念（完）

宮 川 澄

はしがき

- 一 近代法体系における社会法の地位
 - 二 社会法存立の基礎（以上一三卷三号）
 - 三 社会法の構造（一四卷一号）
 - 四 社会法の理念（以下本号）
- むすび

四 社会法の理念

前項で課題となしてきたのは『社会法の構造』についてであった。われわれは『社会法の構造』について一応の考察をなしたのであるから、つづいてこの項では『社会法の構造』のなかに貫徹されている法理念はなんであるか、あるいはその逆説的な主張とはなるが、『社会法』はどういう理念をそのうちに貫徹しようとしているのかという点について明らかにしたいと考えている。これは『社会法』がさきに考察してきたような一定の法律的構造をとっている以上、そこに相互を結びつける特定の法理念が媒介環をなしていることは、法論的にみて明らかなことだからである。

る。これがこの項の課題をなしている。周知のことであると思うが、これまでの考察は一つの視点からなされてきた。これはわたしの法律学上の方法でもあった。それは特定の経済的土台のうえになりたつ上部構造と、それをなりたしめる経済的土台とのあいだには、つねに相互作用の関係が存在していること。そしてこの相互作用の関係を歴史のある時点に限って考察するならば、この相互作用の関係は、一方においておたがいにも照応しながら、他方ではおたがいに矛盾するものであるという形態をとってしめされるものだといふ認識にたつことになる。こういう立場から問題を出発させていくという視点からの考察がなされてきたことである。経済的土台と上部構造とのあいだの相互作用の関係についてのこの認識は、具体的な資本主義的生産関係とその上部構造である『社会法』とが、生産諸力の発展にたいして、特定の歴史的条件、こんにちの独占資本主義という社会・経済的条件のもとにあつては、積極的な経済的發展にたいする作用と社会的役割をはたしていることを意味している。ではどういふ点で『社会法』はこういう積極的な作用を可能にしようと考えられるのであろうか。まずこの点の理解からはじめることにしよう。

一般論としては、上部構造としての法律や法律制度のもつ具体的な理解の把握をなそうとするばあいには、たとえそれが法律構造上のそれであっても、またこれまでの法理念についての把握であっても、つねに経済的土台と上部構造とのあいだの相互作用の関係という側面からとらえるといふ視角にたつた考察をなしてゆかなければ、そのもつほんとうの意味は理解できない。資本主義社会のもつ一定の社会・経済的条件——たとえば産業資本主義のもとの『市民法』のそれがしめしているように——のもとでは、このことが実証的にしめされている。前項における『社会法』の法律的構造のそれを、われわれが『市民法』と『社会法』との法律的構造上の対比からとらえて、しかもそれを資本主義社会の内部で生じた社会・経済的諸条件の変移からほりさげてきたのも、こういう問題にたつていたからにほか

ならない。こゝで K. Marx のの文章を理解しておくことは大切であると思う。『労働と資本とのあいだの最初の交換は、資本が貨幣として登場し労働能力が商品として登場する形式的な過程である。労働能力の販売がこの第一過程では観念的または法律的におこなわれる。といっても、労働が支払われるのは、やっと労働の遂行後、すなわち日、週などの終りなのだ、このことは労働能力が販売されるこの取引をなんら変化させない。ここで直接に販売されるのは、労働がすでに実現されている一商品ではなく、労働能力そのものの使用であり、つまり事実上では労働そのものである。というのは労働能力の使用は労働能力の行使——労働だからである。だからこれは、商品交換によって媒介される労働の交換ではない。AがBに長靴を売るとすれば、両者ともに労働を——前者は長靴に実現された労働を、後者は貨幣に実現された労働を——交換するのである。ところがこの場合には、一方では対象化された労働が、その一般的・社会的な形態で、すなわち貨幣として、また能力として実存するにすぎない労働と交換されるのであって、売買されるのはこの能力の使用つまり労働そのものである。といっても売られた商品の価値は労働の価値（不合理な表現）ではなく、労働能力の価値なのだ。だから直接的交換が対象化された労働と生きた労働とのあいだでおこなわれる。だから労働——労働能力の価値——は、前に展開したように直接的購買価格、労働の価格としてあらわれる。この第一の契機において労働者と資本家との関係は、商品の売手と買手との関係である』。(1) 社会生産にとってどうしても必要な労働力は、資本主義社会においては労働力商品の形態をとって、等価交換という法形式をとって生産手段の所有者に購買（獲得）されてゆくことになる。そして不払労働が剰余価値の源泉となり、資本家の手元に帰属し、G-M-G' という経済的法則は実現されることになる。しかし商品交換関係の等価交換という G-M-G' という経済関係を規制している『市民法』のもとでは、こういう経済関係はなお市民法的関係として把握され、その限りでは存在的

意味を獲得しうるのである、商品は貨幣という物質を媒介にして、他の商品と交換されて、直接的な相互移行をなしとげることになる。人々は『市民法』のもつこの実際的な意味を疑わない。

ところが生産手段の所有者に購買され獲得された労働力商品は、生産手段の私的（資本主義的）所有とその社会における生産力の発展段階に規制されて、結合の仕方が社会に規定され、さらにこのことは逆に社会にとって必要な物質についての社会的生産力を左右することになる。だから生産力は生産のなかでもっとも活動的であって、もっとも改変的な要素をなしている。ところが生産力と生産関係とのあいだに存する矛盾によって、資本主義社会は発展するので、つねに生産力の増大にたいする社会的な要求にじけきされて、生産関係はたえず改変され、生産諸力の発展に照応してゆこうとする。だがこれらの関係は、物質的な経済関係である。それにもかかわらず商品交換の量的増大を可能ならしめる法律的手段としての『市民法』によって、促進されるのだというように、人々の眼に映るのである。だからやはり『市民法』の規制対象そのものにあられた『市民法』の内容や形式上の諸変化のうちに問題をとらえ、その角度から理解しようとする傾向が強化されてくることにならざるをえない。だから商品交換の量的増大にもなつて引き起される交換過程についての諸法律関係の規制にたいする要求と、現にそれを規制している『市民法』自体のもつ固定的性質——これは人々の意識を媒介として形成され、人々の意識のうえに生じた諸変化にもとづいて改変されるものだという性格にもとづいてくるわけであるが——とのあいだに矛盾があらわれるようになる。これは社会の経済的土台の漸進的な改変につれて、上部構造とのあいだに存在している矛盾を拡大し、上部構造をしてたえず改変し、経済的土台に照応してゆかなければ、上部構造としてもつ社会的役割を充分にはたしえないためである。だからこういう事態のもとでは、その必要を満すために、これまでの『市民法』のもつ諸原理の修正という法律的現

象に止められるような法律的手段がとられざるをえないわけである。こうしてそれはいわゆる『社会法』としての法規群を造成し、そこに第一次世界大戦後のワイマール憲法上に表現されているような社会権の法律的承認として結実されてくるのである。

(1) K. Marx: "Theorien" über dem Mehrwert (vierte Band des "Kapitals"), 1. Teil, Dietz Verlag Berlin, 1956, S. 361.
(長谷部文雄訳 マルクス剰余価値学説史—青木書店版 一九五七年二月—五八一—五八二—)

これまでいわゆる『社会法』といわれてきたものは、いうまでもなく『社会主義法』とは異っていることはいうまでもない。いわゆる『社会法』はあくまでも資本主義社会の法であって、社会主義社会の法ではない。この点はひとしく承認されていることだと思ふ。だが、いわゆる『社会法』のなかには『社会主義法』と同じような表現形式をとり、外見的にはそれとまぎらわしい法律形態をとりつつ、あくまでもそれとは異った『市民法』の論理構造をもつものとして構成されている。つまり、いわゆる『社会法』の形成は、支配体制の側からいえば、独占資本主義のもとで独占資本自体の利益を実現でき、同時に幻想的な権利擁護という観念的性格を植えつけるという意味をもっているわけである。そのため『社会法』の諸原理の歴史的な性格や社会的役割、それが登場するようになった必然性を、その土台となっている社会・経済的条件のそれから検討することによって、『社会法』を科学的に説明、正しく『社会法』を『市民法』と区別したうえで認識してゆくという努力は、けっしてこれまでの『市民法』によってはなされえなかった。ここではあいかわらず抽象的・観念的に理解し、新しい事態の個別的な解決のために法を解釈してゆくための理論的根拠として、このいわゆる『社会法』を理解するだけであった。だからいわゆる『社会法』が『市民法』のもっている諸欠陥をとり除くものだとする偶像化が導かれ、独占資本の利益の実現に役立たしめられるために、これを利用

するといふ事態さえも現出した。⁽²⁾『市民法』のなかにしめされた諸原理は、ブルジョアジーの利益を表現しているだけではなく、すくなくともそれが国民全体によって支えられたものでなければならぬ。そのため『市民法』によって規制される資本主義社会の商品の交換関係は、生産関係そのものとはきりはなされ——これは所有権という商品の交換関係の平面で構築された法律的概念によって実現されている——市民法的諸関係として抽象化されることになる。このことは『市民法』がたんにブルジョアジーにとつて望ましい利益を実現するというのではなく、同時にブルジョアジーと同盟し、封建的諸勢力とたたかった国民諸層、すなわち労働者・農民・都市の手工業者などの利益をもひとしく実現し、貫徹しうるものだとして支持されるための理論的な根拠づけを獲得しうるからであつた。だから『市民法』が抽象的・形式的な法律的構造をとっているのは、こういう理由からであつて、『市民法』は必然的にそうせざるをえなかつたのである。そして個々の法規を具体的な市民法関係に適用するばあいに、ブルジョアジーに都合よく解釈し、けっきょくはその階級的利益を実現させることができたのである。かように『市民法』の諸原理を個別的な法規のうえにうつしうるときに、いかようにもとりうる文言をもつた表現をなすことによつて、その企図を貫徹することができたのである。いかえれば『以前支配していた階級にとつて代るところの新らしい階級は、いづれも本来自己の目的を貫徹するためには、自らの利害を社会のいっさいの成員に共同的な利害としてしめすこと、すなわち観念的に云いあらわせば、自己の思想に普遍性を与え、その思想をば唯一の合理的な普遍妥当なものとしてしめすことを余儀なくされる。革命をおこす階級は、本来一つの階級は社会の全大衆として、唯一の支配階級に対立してあらわれる。革命をおこす階級がかかることをなしうるのは、最初その利害が現実にいっさいのその他の非支配階級の共同利害としていちぢるしく関連しており、従来の事情の圧迫の下ではある特殊の階級の利害として、まだ発展しえな

(3)
『こと』によって、抽象的・形式的に『市民法』を構成することによって、国民全体の支持をうけることを容易にすることができたのである。

(2) 渡辺洋三 法社会学と法解釈学 岩波書店 一九五九年五月 三七四ページ。

(3) Marx Engels : Die deutsche Ideologie, S. 45.

これらの事情はこれまでの論述のそれぞれの個所でくわしく述べたところである。これは事実において『市民法』自体がブルジョアの取引、すなわち商品流通の法則を保障する法として定式されたものであることでも解ると思う。だから『市民法』はブルジョアジーの利益に合致することができ、ブルジョアジーに奉仕することができたのである。資本主義社会の発展にともなうて、商品流通の法則が社会のなかにひろく、かつ深く浸透してゆけばゆくほど、こうした『市民法』の本質は現実の社会関係にたいして、はつきりとあらわれたことになる。資本主義社会での商品の交換関係の展開にともなうて、『市民法』はますます複雑なものとなり、整備されてしだいにその体系化を完成させることができたのである。ここで『市民法』に要求されていることは、資本主義社会における法秩序を確保することであつた。そのため市民法学は他の部門の法学とそれを比較してみて、資本主義社会での市民法的秩序、つまり資本的法秩序をアプリアリ的なものとして根拠づけるとともに、その適用についての法技術的な法の解明という点に力点を置きつつ、急速に発展してゆくという社会的基盤が存在していた。したがってここではもっぱら『市民法』のそれぞれの諸法規を、より精密・精緻に解釈して、それを論理構造をもったものとして整理し、確定し、根拠づけてゆくという法解釈学が打ちたてられていった。そして総じて『市民法学』として統一されている法律学が、資本主義社会で開花できたのも、こういう理由が存在していたためであつた。ところがこの市民法学によって、『市民法』のもつづ

ブルジョアジーの利益を表現したものにすぎない諸原理は、法論理的操作にもとづいて、個々の法律的現象のなかに抽象化され、一般化されることによって、定着することが可能ならしめられる。このことは『市民法』をしますます形式的なものに変え、抽象的概念をもって現実の商品の交換関係を構成してゆくことになり、すくなくとも『市民法』の内部においては、すこしも矛盾することのないものにすることができるわけである。

さて、封建社会の桎梏を打倒するという社会革命で主動的地位と役割を演じたのは、ブルジョアジーであった。しかし革命が成功し、資本主義社会を樹立することができ、実際にその政治権力を手中にぎった後には、ブルジョアジーは革命から保守へと代わらざるをえなかった。これはブルジョアジーが資本主義社会で支配的地位を確保してゆくためには、どうしてもそうせざるをえないからである。しかし産業資本主義での経済的自由競争によって、資本の集中・集積が巨大な独占資本に優位に進行した結果として、ブルジョアジーの内部にも変化が生ずることになった。それは経済的自由競争によってうちまかさされ、それに代ってひとにぎりの独占体が、それぞれの産業部門を支配することによって、独占的ブルジョアジーが生ずることになった。こういうように資本主義が独占資本主義に移行したために、独占的ブルジョアジーは反動に転化した。こういう事態はなにも資本主義社会にとって特有なものではない。F. Engels が述べていることであるが、いかなる政治権力もはじめは経済的、社会的機能に立脚しているが、のちはかれらと直接生産者とのあいだの距離がますます大きくひらき、拡大してゆき、一定の自立性を帯びるようになる。このことと同時に政治権力は、二つの方向のいずれかにおいて作用することができる。

資本主義社会における生産の社会性と生産手段の私的（資本主義的）所有との矛盾を克服しようとする新らしい要求と、あいかわらずそれを維持しようとする要求とが激突せざるをえない。しかしこの激突も一定の事情のもとでは、

比較的固定化され、一つの独自の形態をとりつつ相対的に安定しているという事態を現出する。『市民法』は他の歴史社会における法と同じように社会的諸関係の一つの形態である。だから『市民法』のもつ具体的内容は、資本主義的経済関係によって規定されるわけである。つまり法自体は社会のもつ経済的内容から弁証法的に流出するものである。だから法自体はあくまでも階級性を身にまとったものである。ここで法のもつ階級性というものは、たんに法律に表現されている字句から流出するものではなく、法律そのものを実施し、強行するところの国家権力が、商品生産と交換という経済的過程自身の階級的矛盾の調節者としての機能をなしている点と結びついている。そのため『市民法』を理解するときに『市民法』のもつ抽象的な——これは市民法関係にあらわれる法律的主体を独立・自由・平等としてとらえていることのうちに集中的に集約的にしめされている——原理から探究していつてはならない。この点についてはすでに述べたところである。だから法のもつ階級性格はあくまでも経済的ならびに階級的不平等の支配に求むべきである。⁽⁴⁾

『市民法』は資本主義社会における一定の社会・経済的条件のもとにおいては、合法的な経済的発展の方向に向って作用し、経済的関係に法律的秩序をあたえることができる。このばあいには政治権力と経済的発展のあいだには、なんらの矛盾も生ぜず、したがって『市民法』によって経済的発展が促進されるように映することになる。そしてある社会・経済的条件のもとでは、『市民法』は経済的発展の方向に逆って作用する。このばあいには政治権力と経済的発展のあいだには矛盾が生じ、したがって『市民法』が経済的発展をおしとどめているように映することになる。だから資本主義の全般的危機のもとで、社会・経済的条件が変化したため、『市民法』のもつこれら二つの方向への作用のうちで、経済的発展に逆って作用するという点を強化することになった。資本主義社会が独占資本主義に発展す

ると、これまで顕在的にしかしめされなかつた資本主義社会そのものに内在している諸矛盾が、人々の目にはつきりと映ずるようになった。そのためこれまでの市民法原理の思想的支柱をなしてきた自然法思想のもつ進歩的な諸要素は失われてしまい、はつきりとその歴史の限界をもつにいたったことを明瞭にさしめしたのである。こうして法律思想上においては、これまで『市民法』の思想的支柱をなしてきた自然法思想に変化が生じ、この自然法思想に代つて独占資本主義のもとでの現存の秩序を法律的に維持してゆくことを本来的な目的となすところの、いろいろの法律思想を形成していった。このなかで『公共の福祉』理論が『市民法』の社会化という法律的現象を根拠づける法思想として、ひとしく登場してくるようになったのである。ことに国家の社会生活關係にたいする積極的な作用の強化による中立性の幻想的証明としての『福祉国家論』と結びついて、あたかも『公共の福祉』理論が、この新しい社会・経済的条件によつて『市民法』の機能的変化が生じた唯一の理論的根拠をなすのだというような考え方を定着させていくのに役立つた。これはいづれも独占主義のもとで顕在化した資本主義社会のもつ諸矛盾の一つの解決方法なのであつた。そこでは基本的人権と公共の福祉とを矛盾する關係として理解し、現存の秩序とその観念的・法律的な上部構造である『市民法』の社会化によつて、『市民法』自体を變質しようとする一連の法律的現象が、いづれもこのことを例証しているのだというような理解が一般化している。

ところがもともとこの『公共の福祉』論であつても、またそれと結びついている『福祉国家』論であつても、はなはだしく観念的なものであるわけである。それはそれらの理論のもつ理論的帰決はいうまでもなく、現在の資本主義国家が国民生活そのものについて、積極的な干渉をなしているのだという事實によつて、資本主義国家自体が本質的に変化をとげてしまったということを論証しようとする点にある。ここではまず第一に資本主義国家はもはや階級

的抑圧の機関ではないこと、したがって資本主義国家はなによりも独占資本の利益のためにのみ機能するものではないことを主張しようとしているわけである。これらの理論に従うならば、こんにちの福祉国家においては、独占資本の権力は、事実上うちやぶられていること等々を論証したことになるわけである。だから『福祉国家』理論が主張されるようになった社会・経済的条件といえ、国家独占資本主義という生産の資本主義的社会化が、もっとも高い段階にたつし、私的独占体と国家独占体とがからみあって、一つのものとなる時期においてである。別の側面からみればそれは国家機関が独占体に従属させられているという事実にもとづくものである。『福祉国家』理論はこういう特徴をもつこんにちの独占資本を美化し、合法化するためのあれこれの理論的形態の一つであるわけである。⁽⁵⁾

(4) スタケヴィッチ 山之内一郎訳 サウエト法思想の発展過程 九〇〜九一ページ

(5) この点について、わたしは『民法におけるいわゆる「公共の福祉」理論について』(立教経済学研究会一〇卷三号)一九五七年二月、一一卷一号(一九五七年六月)でくわしく取扱ったことがある。それを参照していただきたい。

国家独占資本主義の発展は、独占段階における資本主義の腐朽化の結果であるといえる。それは資本主義社会のつ諸矛盾、とくに生産の社会的性格と取得の私的(資本主義的)形態とのあいだの矛盾が尖鋭化した結果である。国家独占資本の目的と任務は、独占体と資本主義的生産関係を擁護し強化することにあるわけである。だからたとえ前記のような『福祉国家論』によっても、この資本主義社会に内在している矛盾をなくすることはできないだろう。なぜならば資本主義社会に内在しているすべての矛盾の根本的原因は、生産手段にたいする私的(資本主義的)所有関係にもとづくものである。国家独占資本主義はけつしてこの生産手段にたいする私的(資本主義的)所有関係を否定せぬばかりか、それを土台としてなりたっているからである。それどころか現実の社会関係についてみれば、この国家独占資本主義がこういう矛盾を極限にまで激化させさせていることが理解できる。したがって『市民法』の社会化とい

う法律的現象によっても、『市民法』自体のもつ本質的性格であるブルジョアの合法性は、あいかわらずそのなかに保持されているわけである。⁽⁶⁾だから『市民法』の社会化という法律的現象は、せいぜい事物の表面にふれるだけで、事物の本質にはすこしもふれることのない形式的なそれでしかありえない。資本主義社会における商品交換過程という局面を円滑化するための法律的規制として、『市民法』が機能しているかぎり、たとえ『市民法』の社会化をとつたとしても、こうした『市民法』のもつ法律的性格を投げずてすることはできないことである。

資本主義社会の商品交換過程という局面にあらわれる人々に、法律の主体としてあたえられている独立・自由・平等が、たんなる市民関係のうえではなく、その現実の社会関係における人々の独立・自由・平等として回復されるということは、『市民法』の規制対象をそのままにして、その次元でとらえるかぎり、けっして実現できないだろう。それは商品所有者の法律的表现としてのみ人々をとらえ、市民法関係における法律的人格としてとらえるかぎり、たとえ『市民法』を社会化しても、なにも一つ実現できないことを意味するだろう。だからこれまで独占資本主義という社会・経済的条件のもとで、普遍的・一般的な法律的現象となっている『市民法』の社会化は、『市民法』自体のもつ法律的諸原理を変質させたものとしてとらえることはできないと思う。このことはすくなくとも資本主義国家の定立する法が、本質的には独占資本のもつ諸要求を充足しようとするものであるという一般論からみても当然なことである。だからといってこうした独占資本の要求がいかなる内容をもち、どの程度まで実現しうるかは、決定的には階級斗争によって確定されることになることを、われわれはもちろん否定しはしない。しかし基本的なことは『市民法』の社会化ということの本質についてである。こんにちのいろいろの実例であきらかなように、国家独占資本主義の段階にある資本主義国家では、階級斗争は政治的意味を強く帯びざるをえないし、したがって『市民法』に止めされて

いる一連の社会化という法律的現象にも、このことを鋭敏に反応せざるをえないことも、また当然なことである。そうでなければ『もつとも単純な関係、生産関係というような本源的な関係にまで掘り下げてゆくことができないで、じかに政治的・法律的形態の考察や研究にとりかかり、これらの形態がその時代における人間のあれこれの觀念から発生したという事実に基づく、——そして、そこにどまっていた。そこで社会関係は人間が意識的につくりあげるものようになっていた。しかし「ルソーの」「社会契約説」の思想に完全に表現されたこの結論は（この説の痕跡は空想的社会主義のあらゆる体系のなかにきわめて顕著にみとめられる）、あらゆる歴史上の観察にまったく矛盾するものであった』⁽⁷⁾となってしまうからである。

(6) ヘルマン・クレンナー 階級斗争の手段としての合法性の諸形態と意義（ソヴェト法学二巻二号）四八ページ

(7) レーニン 人民の友（レーニン全集一卷）一三二ページ

こんにちの資本主義社会に現実存在している具体的な市民法関係と、『市民法』によって構成されている法律的イデオロギーにもとずいて、『市民法』の諸原理とを個々の法規に定式化しつつ、国家に組織せられた独占的ブルジョアジーは、『市民法』という法律体系を自己に都合のよいものに修正してゆく。こうして現実の社会的諸関係の具体的形態にもとづいて生ずる独占的ブルジョアジーの要求は、個々の法規の中に定式化され、あたかも『市民法』の修正、つまりその社会化という法律的現象がそのことを例証することになる。だから独占資本主義という社会・経済的条件のもとでの商品の交換関係を実現するためには、これまで商品交換一般を表現してきた市民法的関係は、産業資本主義のもとでのブルジョアジーの利益を実現している『市民法』の諸原理にもとづく個々の法規で規制されることでは、充分でないことになる。だから『市民法』を現に要求されているところに従って構築してゆくことが必要

となり、これまで通りの『市民法』の原理を、純粋な形態において貫徹することはできなくなった。資本主義社会の商品交換関係は、それに先行する商品の生産関係によって規定されるものであるし、『市民法』はその両者の統一である資本主義的生産関係を土台として成立するものである。だから、現実の商品交換関係と法規のあいだには、矛盾した関係が存在しているわけである。そのため『市民法』の社会化という法律的現象は、主観的なブルジョアジーの法理念の変化のうちのみ依存しているということにはならないことも明らかである。つまりブルジョアジーの法理念が客観的存在としての『市民法』の社会化を条件づける唯一の要因であるとはいえないだろう。そこではやはり現実の階級的關係が引きおこすさまざまな事態と妥協して、実際には現象するだろう。しかしそれが資本主義社会の商品交換関係という次元においてとらえられるかぎりでは、それが『市民法』の社会化ではなくして、『社会法』であるということにはならないだろう。

ではいったい『社会法』とはどういうものだろうか。この点についての理解を進めるために、つぎの点を概観しておくことにしよう。すなわち社会制度を異にする社会主義社会が現実には樹立され、資本主義が全般的危機の段階にたちいたると、『社会主義法』というまったく『市民法』とは異った法の存在を認識することができるようになった。こういう事実が人々に現実を経験されたということから、『市民法』に別の問題をなげかけることになった。それは『市民法』とこの経済的關係との矛盾を完全な形態で解決するためには、プロレタリアートがブルジョアジーの抵抗をうちくだき、じぶん自身の政治的な権力を獲得し、そのことによってとくにじぶんの意思を一般的に拘束力をもったかたちで表現しなければ、けっして解決されないということをも、『社会主義法』のなかに見出したからである。これは新しい『社会主義法』の形成が、ふるい資本主義的生産関係をとりのぞき、あたらしい社会主義的生産関係を

確實なものにするには、なによりも生産手段にたいする私的（資本主義的）所有を社会主義的所有にとりかえたといふこと。そして生産手段の社会主義的所有のうえに『社会主義法』の諸原理が展開しているといふ事実の認識をともしなうことになる。ここでは『市民法』の根本的原理、つまりそれなしには『市民法』とはなりえない所有権の絶対性、すなわち生産手段にたいする私的（資本主義的）所有関係の法律制度的否認のうえに、資本主義の全般的危機のもとでは国家独占資本によって、市民法関係にたいする干渉・支配が強化されている。だから一方では形式的な権利の内容を現実のものとしようとする努力が、同時に他方では階級斗争によって斗いとったところの諸権利を守ろうとする努力が、つみ重ねられることになる。だから政治権力が反動化すればするほど、『市民法』上の諸権利は、支配階級にとつてはたえがたいしつ梢とならざるをえない。このこととともにこれらの諸権利は、特定の条件のもとで、労働者階級にとつて有利に活用しようという意識が生成してくる。こういう意識の生長は、確固たる行為規範として、現実の社会生活のなかに『生きた法』としての法の存在にたいする要求となる。そしてそれはやがてそうした行為規範としての普遍的な法の定立となる。もちろん『市民法』的諸概念を利用しつ、そのもつ内容をとりかえることによって、外見的には『市民法』原理の修正とみえるそれであっても、その内実においては政治権力や支配階級のそれとは異つた法律的イデオロギーによって支持されている。だから『市民法』原理の修正にあつては、国民と国家権力との間には激しい斗争が展開する。政治権力の側にとつては、自らの意識と矛盾することになつてしまつた既存のこれらの行為規範を暴力的に禁止し、自からの意思と一致する新らしい行為規範を暴力的に定立し、これを強制しようとする。こ

(8)

れが国家権力の側からする『市民法』原理の修正のもつ一つの側面であるといふ。だがそうであればあるほど、

『市民法』はいっそう矛盾を激化させ、『生きた法』にたいする要求を強化させるものに転化することになってしまふだろう。

しかし生産手段にたいする私的（資本主義的）所有は、資本主義社会が存続するかぎり存続する。なぜならばそれなしには社会はもはや資本主義社会ではないからである。だからこれに照応して、所有権、つまり生産手段にたいする私的（資本主義的）所有にかんする法律的な法則、つまり『市民法』もまた存続するだろう。『社会主義法』の基本的特徴は、これまで『市民法』がその基本的原理として貫徹してきたものを、原理的に破壊している点にあるし、それは社会主義社会のもつ社会構造自体から生みだされているわけである。そして、この『社会主義法』の原理によって、ブルジョアジーの権力は破壊され、打倒されて、プロレタリアートが国家権力をじぶん自身の手で確保することを容易にしたのである。W. I. Leninが『国家と革命』(Staat und Revolution, 1917)のなかでつぎのように述べている。すなわち、『共産主義の第一段階（これが普通には社会主義とよばれる）においては、「ブルジョア的権利」は完全にはなく、ただ部分的にのみ、すでに達成した経済的変革の程度に応じてのみ、すなわち、ただ生産手段にかんしてのみ廢止される。「ブルジョア的権利」は、生産手段を個々の私有財産とみとめる。社会主義はこれを共有財産とする。そのかぎりにおいて、しかもただそのかぎりにおいてのみ、「ブルジョア的権利」は消滅する。

しかしブルジョア的権利は、なお他の部分において、すなわち社会の成員相互のあいだの生産物の分配および労働の配置の規制者（決定者）として残存する。「働かざるものは、食うべからず」、——この社会主義原則は、すでに実現されている。「等量の労働には等量の生産物を」——この社会主義的原則もまたすでに実現されている。けれどもこれはまだ共産主義ではない。そしてこれはまだ、不平等な人間の不平等な（實際上不平等な）労働量にたいし、平

等量の生産物をあたえるところの「ブルジョアの権利」を除外して(9)と。だから社会主義社会においてなお商品交換関係が存続するかぎり、それを規制する『市民法』はなお存続するだろう。しかし商品をそれ自体がどのようにして社会的に生産されるかによって、商品のない手・商品所有者は『市民法』のそれとは異ってくる。この法律的主体の質的な差異を前提とするかぎり、そこではなお『市民法』によってしめされる『ブルジョアの権利』が、その限りで存続するわけである。

(8) 渡辺洋三 法社会学と法解釈学 岩波書店 一九五九年五月 一五六ページ。

(9) レーニン 国家と革命(邦訳レーニン二巻選集第二巻八 社会書房版 一九五一年七月) 一三四～一三五ページ

W. I. Lenin は『ブルジョアの権利』についての以上のような理解から、資本主義社会から社会主義社会への転換期における法形態、つまり社会主義法を理解した。それは『資本主義を打ち例すこと』によって、一挙にして人間が何らの権利の規範もなしに、社会のために働くことを学びとることは、空想に陥ることなしには不可能であり、しかも資本主義の廢止は、このような変革のための経済的諸前提を一挙にあたえるものではないからである(10)という理由にもとづいてであった。社会主義社会においては資本主義的生産の要因となっている、生産手段の私的(資本主義的)所有と、社会的生産としての私的労働と社会的労働との敵対的矛盾は消滅し、社会主義社会の生産的労働は社会的労働のそれぞれの分岐となる。かかるばあいには生産手段にたいする私的(資本主義的)所有と、労働力の商品化に起因する資本・労働の対抗関係の観念的調整者として、そのかぎりでのみ社会的形態をとって現象する意味において、『市民法』の社会化にもとづき、社会関係を規制しようとする法律機能にたいするどんな内在的根拠も存在していないわけである。だから『社会主義法』をたんに形式的に考察することによって、そこに存在している『ブルジョアの権利』

の法律的残存を、なお社会主義社会に存在している市民法的構成として理解するだけでは、充分ではないと思う。社会主義社会では生産手段の所有関係としては、私的（資本主義的）所有関係がまったく消滅している。したがって生産過程における市民法的関係としては、まったく存在していないという点から理解してゆく必要があるわけである。そうでなければたんに形式的にとらえ、法形態のもつ具体的な内容をその基盤たる現実の社会構成、あるいは国家の特殊形態との関連において考察することができず、そのためなら個々の歴史的な法形態のもっている特殊性を、明らかにすることができないだろう。

これまで『市民法』は 'W-G-W' という経済的過程を維持し擁護するためのものとして理解されてきた。そのため『市民法』という法形態をみるばあいには、すでに図式化され、一切の条件を捨象したたんに商品の交換過程の形態のみ求めることになる。ところが商品の交換過程は生産過程をはなれては存在できず、現実的・歴史的には交換関係はかえって生産関係の歴史的な一類型にしかすぎないものである。一定の歴史的生産関係——ここでは資本主義的生産関係ということにはかならないが——がいかなる商品交換の特殊の形態を実現し、形成してゆくかに照応して、はじめて上部構造としての法的形態もまた歴史的に規定されるものである。だから『市民法』のもつ特殊性は、まさにこういう資本主義的生産関係の歴史的な特殊の形態に依存している。このように『市民法』の社会的根拠がかかる歴史的な社会の生産関係において求められる限りにおいて、『社会法』をとらえるばあいにも、たんなる商品の交換過程自体のうちのみ求められるべきではない。すでに述べたように資本主義社会における商品交換関係は、まさに資本主義的生産関係の一つの特殊形態にはかならないという点を理解し、『社会法』の具体的な社会的根拠にまで眼を向けなければならぬわけである。⁽¹²⁾

(10) レーニン 国家と革命(邦訳レーニン二巻選集第二巻八 社会書房版 一九五一年七月) 一三五ページ。

(11) 柳春生 「資本論」における社会法学の基本問題(産業労働研究所創立十周年記念特集 一九五九年一月) 一三六ページ。

(12) 加古祐二郎 理論法学の諸問題 一七八〜一七九ページ。

たしかにソヴェト革命後に樹立された『社会主義法』の社会・経済的條件の考察と、これまで考察してきたような『社会主義法』の具体的な法的機能についての事実的認識から出発して、われわれは新しい『社会主義法』という法形態が生産諸関係についての社会主義的法秩序の形成という点に力点が移行していたことを認識することができた。そこにこれまでの『市民法』の規制対象とは異った局面の規制なしには、抽象的・形式的な法律関係にあらわれる法律の主体を現実的な独立・自由・平等の法律関係における法律の主体におきかえなすことができないことを理解することができたのである。こうした理解はことに第二次世界大戦後の人民民主主義諸国の新しい諸法律のもつ現実的機能についての具体的認識によって、人々の頭脳に定着することになった。こうして『市民法』そのものに大きな影響をあたえ、『市民法』についての反省と再検討とを、いっそうながす要因をなしている。これまで資本主義の全般的危機のもとで生じた『市民法』の社会化という法律的现象を、ばくぜんといわゆる『社会法』として理解してきたのは、こういう点についての理解が充分でなかったからであると思う。『社会法』には『市民法』とは異った意味での法理念がもち込まれていると考えられる。すでに理解した点であるが、こんにち一般には『市民法』原理にたいする修正——これは『市民法』の社会化という法律的现象によって指摘されているが、あくまでも資本主義社会における商品の交換過程という局面に展開される諸矛盾の修正という意味をもっている——が、ただちに『社会法』という意味に理解され、『社会法』という言葉で表現されているが、これは『社会法』を法律的形式のうえで把握し

てゆくという、これまでの市民法学的な傾向にもとづいているというだろう。もしもこの一般の用語例に従って、『社会法』をこういう論理構成から理解するならば、つぎのような二重構造をもったものとして理解することになるだろうと思う、それはそこにしめされている法律的现象が、一方では独占資本のもとの商品の交換過程に生じた諸矛盾の修正というかたちで、これまでの伝統的な市民法原理を、こんにちの独占資本主義という新しい社会・経済的条件下に適応させるための法律的手段として認めることになるだろう。そして一連のこういう『市民法』自体に生じた法律の形態上の変化を『市民法』原理自体の質的な変化として把握することになるだろう。これらの『市民法』上の法律の形態の変化は、観念的な表現としての法理念の展開にしかすぎないもので、あくまでも独占資本の最大限利潤の追求を確保する法律的手段なのである。だから一般に主張されているものとは逆の論理的帰決に到達せざるをえないことになる。

だから『社会法』には資本主義社会に依拠しつつもなお資本主義に内在する諸矛盾の克服としての——ここでは商品の交換過程にあらわれる諸矛盾を、それに先行する生産過程のなかにとらえ、それを克服するための法としての萌芽的な形態にとらえ、その内容に含ませようとする理念に貫ぬかれた——意味をもたせ、実現させるための法理念がもち込まれていると考えざるをえない。こういうこの相対立した矛盾している法理念が、『市民法』自体に生じた法律形態上の変化にからみあい、しかもそれらが同一の『社会法』という法律的呼称によって主張され、いろいろの混乱を導いているのである。いわゆる『社会法』を二重構造をもったものとして存在しているという理解は、いうまでもなく『社会法』がなお身にまといっているとところの法律的性格ではなく、実は『市民法』の社会化という抽象的・形式的な法律的性格によって可能ならしめられる市民法概念構成を温存せしめようとするものにすぎないとい

うる。このようにこんにちの『社会法』は異質的な法理念のからみあった二重構造をもったものではないといえる。だから『社会法』の理念はなんであるかという点には、当然のことながら、後者の立場から前者を否定することによって存立するところの法の理念が、『社会法』の理念であるという結論に到達せざるをえない。ここではすぐれて階級的立場とその立場にたった認識にもとづいて、両極分解をきたすことになるだろう。こんにち法の解釈をめぐるのは、法学上の論争がなされているが、それにもましてこの『社会法』の理念をどうみるかという問題については、法学上の立場の相違が明白に示めされると思う。それは階級斗争の法律学上のあらわれとしての意味をもつのである。

む す び

さて、以上のような考察によって、わたしは『社会法』をつぎのように考察することができないかと思う。すなわち『社会法』は資本主義社会における商品の交換過程に生じた諸矛盾を、交換過程という同一の平面上からではなくして、それに先行し、商品交換の諸形態を決定するところの生産過程にまで下降し、資本主義社会における生産と交換過程の統一、すなわち資本主義的生産関係そのものからとらえ、規制してゆこうとするものではないかと思う。さきにもたいわゆる『社会法』を二重構造としてとらえるという立場は、それなりにこうした理解に接近することを可能にすることができたわけである。しかしいわれる『社会法』をこうした二重構造としてとらえることだけでは、どうしても『社会法』がブルジョアの諸権利や『市民法』自体の理念的支柱となっている独立・自由・平等という法人格概念を、新しい社会・経済的条件に即応させることはできないだろう。すなわちこれまで市民法学に

よって、つねに主張されてきたような一切の抽象的・観念的な形式性を実質的なそれにおきかえようとする萌芽的なものとして、『社会法』の法理念を把握することができないのではないかと思う。

こういう観点にたつて、わたしは『市民法』と『社会法』には異った法理念が貫徹されていることを知らなければならぬと考える。この論稿でとりあげようとした課題が、あまりにも深い法律学的知識を必要としているため、実際に究明してみると、まだまだこの課題にとってはすっきりと論述できない問題が多く存在していること。しかもそれらがいづれも一つ一つ独立した重要な研究課題となっていることを、いやというほど思いしらされた。わたしの不勉強も手つだつて、全体としてはなはだまとまりのないものになってしまった。こん後それらの諸点を明らかにしたうえで、いま一度一歩前進したかたちで、この課題ととりこんでみたいと考えている。ことにこの『社会法』の解明ということには、『社会法』と『社会主義法』との関係はどうであるのか、さらに『社会法』と『社会主義法』とのあいだの承継関係は、どのようであるのか等々、いづれも理論的にもまたははだしく実践的な内容をもつ課題が、現在の時点という条件のもとで要求されていると思う。

わたしはこれらの諸点の解明のためには、『法の相対的独自性』の問題からとり組まなければならないのではないかと考えている。そうすればこの論文でしめされているような不明確さや、また自信のなさも克服され、こんにちの『社会法』を抽象的な段階ではなく、もっと具体的に個々の法規のなかにしめされている『社会法』の理念をしめしうるのではないかと思う。だからできるだけ早い機会に『法の相対的独自性』について、とりこんでみたいと考えている。だがとにかくこうゆう点に、わたし自身が気がつくことができたことは、不十分なこの論文の一つの成果であったのではないかと、自からをなぐさめている次第である。